企画セッション

◆「些細な」著作物の利用と著作権侵害 ◆

【概　要】

形式的にみれば著作物の利用行為であったとしても、その著作物の利用が主たる目的ではなく、他の行為に伴って利用されているに過ぎない場合に、逐一、利用する者に対して、著作者（著作権者）から許諾を得ることを求めることは現実的といえないばかりか、私人の自由を過度に制約して、ひいては社会的な活動全体を停滞させることにつながりかねない。こうした状況に対応するため、平成 24 年改正により著作権法 30 条の 2（以下、著作権法を単に「法」という。）が導入された。もっとも、分離困難性要件をはじめとする厳格な要件に対しては学説からの批判が加えられ、後に令和 2 年改正により同条適用のための要件が緩和されることとなった。

もっとも、同条について実質的な判断を下したといえる裁判例は、わずかにとどまる（東京地判令和 2 年 10 月 14 日（令和 2 年（ワ）6862 号）、東京地判令和 4 年 10 月 31 日（令和 4 年（ワ）第 967 号））。必ずしも規定の意義は裁判例の数に比例するものではないとしても、同条は、実務上は、少なくとも充分には、その意義を発揮していないように思われる。

法 30 条の 2 は、令和 2 年改正前においては厳格な要件による適用範囲の狭さや、俗に適用場面を「写り込み」と説明されてきたことから、必ずしも注目はされていなかったように思われる。しかしながら、同条は、「付随性」や「軽微な構成部分」、「正当な範囲内」などの（抽象的な）要件で著作物の利用の目的や価値を正面から問題とすることから、著作者の権利の保護と文化的所産の公正な利用との適切なバランスを考えるうえで、重要な調整手段の一つといえよう。

そこで、本企画セッションでは、著作権侵害の成否における同条の意義を再確認したうえで、関連する規定を有するドイツ法及びイギリス法との比較法的視点を交えつつ、その適用場面や範囲について現状を確認し、これからを展望することとする。

＜構成＞

- 著作権侵害の成否における著作権法 30 条の 2 の位置づけ（鈴木康平）
- ドイツ法における非本質的付随物に関する権利制限とその周辺（仮）（志賀典之）
- イギリスにおける付随的内包（incidental inclusion）と著作権侵害（仮）（末宗達行）

各報告ののち、ディスカッション。

企画セッション

◆「些細な」著作物の利用と著作権侵害 ◆

【講演者】（敬称略）

● 志賀 典之（追手門学院大学・准教授）

略歴：早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。2010 年早稲田大学法学学術院助手、2013 年常葉大学法学部専任講師・准教授を経て、2022 年より現職。早稲田大学知的財産法制研究センター（RCLIP）招聘研究員。

主な業績：「著作権ライセンス保護の法的基礎に関する一考察 ： ドイツ法のサブライセンスに関する判例を手がかりに」著作権研究 45 号（2019 年）など。

● 鈴木 康平（人間文化研究機構・特任准教授）

略歴：筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程修了。博士（情報学）。特許庁意匠審査官、㈱情報通信総合研究所主任研究員を経て、2023 年より現職。中央大学 ELSI センター客員研究員。

主な業績：『デジタル時代の図書館とアウト・オブ・コマースをめぐる著作権法制：日本法における「絶版等資料」の再検討』（勁草書房、2024 年）、「写り込みに関する法的課題：著作権法 30 条の 2 を中心に」日本知財学会誌 10 巻 3 号（2014 年）等

● 末宗 達行（金城学院大学・准教授）（進行役）

略歴：2019 年早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。2015 年日本学術振興会特別研究員（DC1）、2018 年早稲田大学法学学術院助手、2019 年同大法学部講師（任期付）、2021 年金城学院大学講師を経て、2023 年より現職。

本報告に関連する業績：「応用美術の『写り込み』をめぐる一考察（1～2・完）−イギリス法との比較を通じた著作権法 30 条の 2 の解釈の検討−」早稲田法学 97 巻 4 号・98 巻 1 号（2022 年）等

以 上